

みんなで考えたい

# 市町村合併

④

**予算推計から見る市町村合併、会見町はどうなるの?~**

市町村合併問題で最も話題にのぼるのは「財政力」です。では、実際合併した場合としない場合では会見町はどうなるのでしょうか。「西部地域振興協議会合併問題等勉強会」「西部四町合併問題研究会」の報告書の予算推計データを基に検証してみたいと思います。

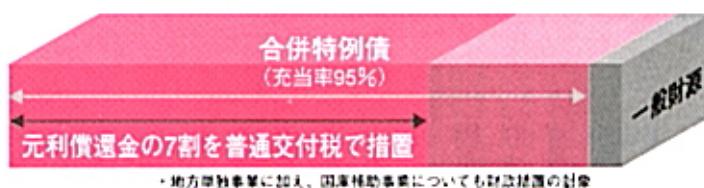
## 財政面の支援にはどんなものがあるでしょうか?

合併市町村が市町村建設計画に基づいておこなう一定の事業に要する経費、および一定の基金の積み立てに要する経費については、合併年度とこれに続く10年間は、元利償還金の7割を普通交付税で措置される地方債(合併特例債)をその財源にできます。

また、合併すると一般的に、地方交付税の額は合併前に比べて少なくて済むのですが、15年間にわたる有利な「激減緩和措置(合併算定替)」が適用されます。

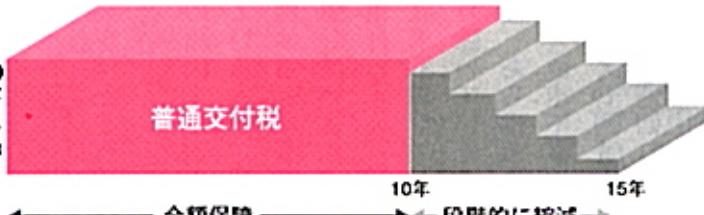
### 財政措置のイメージ

#### 合併特例債



#### 合併算定替

合併年度及びこれに続く10か年度は合併しなかった場合の普通交付税額が全額保障されます。さらに、その後5か年度はこの増加額が段階的に縮減されます。



## 合併した場合はどうなるのでしょうか?

図1

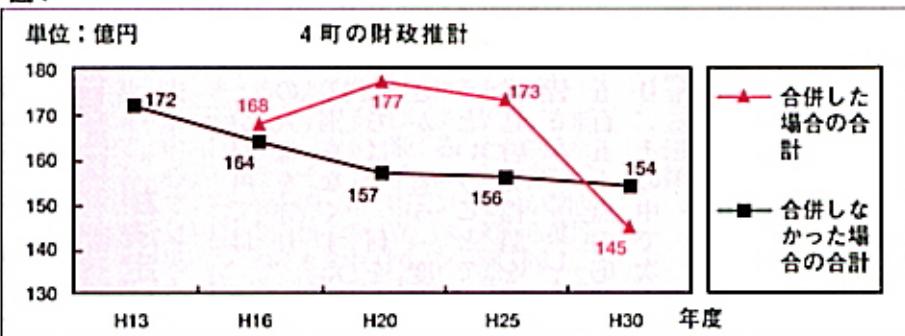


図2



※4町:会見 西伯 溝口 岸本

### 「図1」「図2」

合併した場合は、国の財政支援や合併による行政運営の効率化によって生じるまちづくり財源の影響で、合併しない場合に比べるとかなりの予算増が見込まれ、投資的経費も確保できそうです。しかし、特例措置が段階的に縮減される平成26年度からは、新町、新市とともに予算規模の縮小が予想されます。従って、市町村合併が、遠い将来にわたって円滑な財政運営を保障するものでないことは、深く認識する必要があります。



▲会見町市町村合併等調査特別委員会の様子

## では、合併しない場合はどうなるのでしょうか？

図3

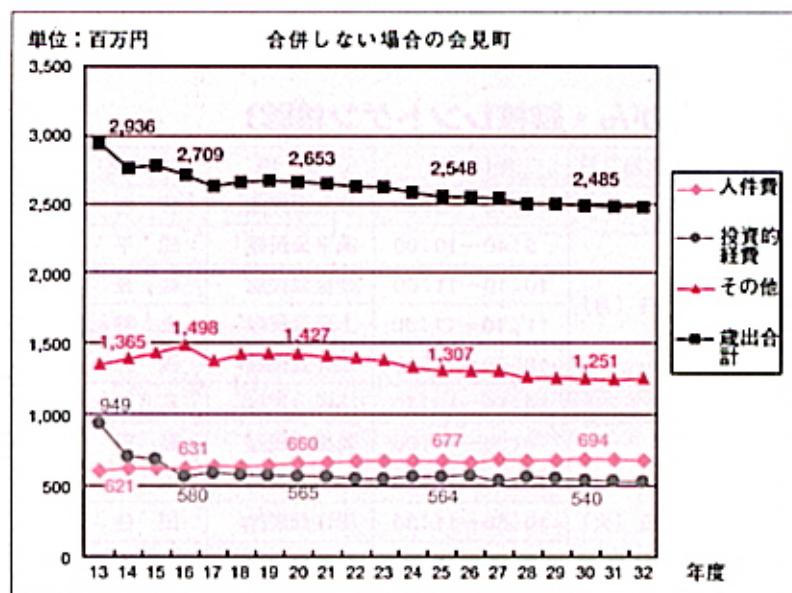
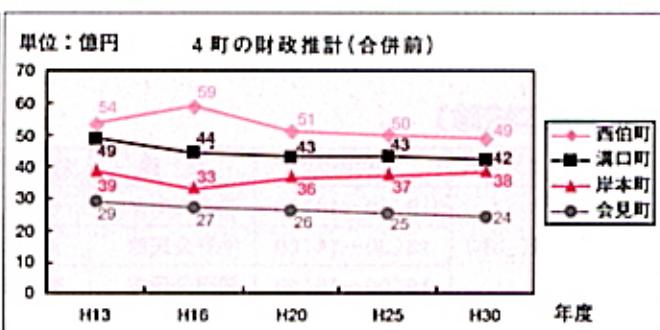


図4



「図3」「図4」

合併しない場合、歳入の伸びが期待できない一方で、歳出は、人件費や扶助費等の義務的経費が増加する傾向にあります。このような財政状況の中で収支の均衡を図っていくには投資的経費の縮減で対応せざるを得ず、平成16年以降の投資的経費は、5億3,000万円から5億9,000万円程度の水準で推移しそうです。

### 1 市町村建設設計画

合併後のまちづくりの方向と、そのための施策を定めるものです。合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来についてのビジョンを示し、これによって、住民が合併の適否を判断するための、マスタープランの役割をもつものです。

### 2 地方債

地方団体が行う長期（1年以上）の借入のことです。

### 3 地方交付税

普通交付税と特別交付税の2種類がありますが、普通交付税は各地方団体ごとに基準財政需要額（その団体の人口・面積・立地条件等から理論的に算定される必要経費）が基準財政収入額（基準財政需要額と同様、理論的に算定されるその団体の収入）を上回る額、すなわち財源不足額に応じて配分されるものです。

Q この措置の延長は可能でしょうか？  
 A おそらく約三年後の平成十七年三月には、現在の財政状況を踏まえると、財政再建、財政構造改革が最優先の政策課題になつていると予測されます。そのとき財政上の優遇措置を中心とする現在の特例措置を単純に延長することは困難でしょ

Q 合併特例法の期限（平成十七年三月）が来たらどうなるのでしょうか。  
 A 合併特例法には財政上の措置も規定されていますが、この措置は合併特例法の平成十六年度末までの施行期間の終了によって当然なくなります。

**市町村合併Q&A**